

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の許可の取消し、使用の制限等
根拠法令の 名称・根拠条項	化製場等に関する法律第7条、第8条
所管部室課名	健康医療部衛生管理課
処分基準	化製場等に関する法律第8条において準用する同法第6条の2の規定による命令に違反したとき。
最終改正年月日	令和2年4月1日

参考

[根拠法令]

《化製場等に関する法律》

第7条 都道府県知事は、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者が、前条の規定による命令に違反したときは、第3条第1項の許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。

第8条 第2条第1項及び第3条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

[法令の定め]

《化製場等に関する法律》

第4条 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の場所が次の各号の1に該当するとき又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前条第1項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(以下、略)

第5条 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。
- (2) こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。
- (3) 臭気処理を十分にすること。
- (4) その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置。

第6条の2 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。